



支給要件の変更点

- ・子どもに対する国内居住要件を設ける。(留学中の場合を除く)
- ・児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する。
- ・未成年後見人や父母指定者については、父母と同様の要件で支給する。
- ・父母等が国外に居住し、その子どもが国内に居住している場合、その子どもを養育している父母指定者に支給すること。
- ・監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合、単身赴任の場合を除き、子どもと同居している者へ優先的に手当を支給する。
- ・保育料を手当から直接徴収できる等の仕組みとする。

10月からの子ども手当の受給にあたって、これまで手当を受給していた方も含め、支給要件に該当する全ての方から認定請求書を提出していただくこととなりました。該当する方には申請書を郵送しますので11月末までに提出してください。申請書の提出がないと2月以降手当の受給ができません。  
 ※公務員の方は、勤務先へ確認してください。

10月から子ども手当の制度が変更には、  
 子ども手当を受給するためには、  
 新たな申請が必要ですよ

## 10月からの子ども手当制度 (10月分～平成24年3月分)

平成23年9月までは、子ども一人につき一律13,000円が支給されていましたが、10月から下記のとおり変更になります。

- 支給月額
  - ・0歳～3歳未満(一律) 15,000円
  - ・3歳～小学校修了前(第1子・第2子) 10,000円
  - ・ " (第3子以降) 15,000円
  - ・中学生(一律) 10,000円
- 所得制限 なし
- 支給月
  - ・平成24年2月(平成23年10月分～平成24年1月分)
  - ・平成24年6月(平成24年2月分～平成24年3月分)
- 申請に必要なもの
  - ①認定請求書(該当者には郵送されます)
  - ②健康保険証の写し(請求者がサラリーマンの場合)
  - ③印鑑(認定請求書に押印)



◆問い合わせ 福祉課社会福祉班 ☎84-1257